

食 品 安 全 委 員 会 第 192 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 19 年 5 月 31 日（木） 14:00～15:18

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（１）農薬専門調査会における審議状況について

- ・「ピラクロニル」に関する意見・情報の募集について
- ・「ピリプロキシフェン」に関する意見・情報の募集について

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・農薬 2 品目に係る食品健康影響評価について

①ウニコナゾール P

②トルフェンピラド

- ・動物用医薬品 5 品目に係る食品健康影響評価について

①カナマイシン

②パロモマイシン

③ペンジルペニシリン

④エチプロストントロメタミン

⑤エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤（プロスタペット C）及び豚の注射剤（プロスタペット S）

（３）第 75 回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要について

（農林水産省からの報告）

（４）BSE と診断された 21、23 ヶ月齢牛のマウスの伝達性試験について

（厚生労働省からの報告）

（５）企画専門調査会に当面調査審議を求める事項について

（６）食品安全モニターからの報告（平成 19 年 4 月分）について

4. 出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員
(説明者)

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 川島国際衛生対策室長

(事務局)

齊藤事務局長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勸告広報課長、

酒井情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

資料 1－1 農薬専門調査会における審議状況について＜ピラクロニル＞

資料 1－2 農薬専門調査会における審議状況について＜ピリプロキシフェン＞

資料 2－1 ウニコナゾール P に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 2－2 トルフェンピラドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 2－3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価について＜カナマイシン＞

資料 2－4 動物用医薬品に係る食品健康影響評価について＜パロモマイシン＞

資料 2－5 動物用医薬品に係る食品健康影響評価について＜ペンジルペニシリン＞

資料 2－6 動物用医薬品に係る食品健康影響評価について＜エチプロストントロメタ
ミン＞

資料 2－7 動物用医薬品に係る食品健康影響評価について＜エチプロストントロメタ
ミンを有効成分とする牛の注射剤（プロスタペット C）及び豚の注射剤（プ
ロスタペット S）＞

資料 3 第 75 回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要について

資料 4 食品を介する BSE リスクの解明等に関する研究（抜粋）

資料 5 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）

資料 6 食品安全モニターからの報告（平成 19 年 4 月分）について

6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 192 回会合を開催いたします。本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から道野輸入食品安全対策室長、農林水産省から川島国際衛生対策室長に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に食品安全委員会第192回会合議事次第がございますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は13点でございます。多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。資料1－1及び1－2が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料2－1が「ウニコナゾールPに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2－2が「トルフェンピラドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2－3から2－7までが「動物用医薬品に係る食品健康影響評価について」。

資料3が「第75回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要について」。

資料4が「食品を介するBSEリスクの解明等に関する研究（抜粋）」。

資料5が「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）」。

資料6が「食品安全モニターからの報告（平成19年4月分）について」でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていきます。

「農薬専門調査会における審議状況」についてでございます。

ピラクロニル及びピリプロキシフェンにつきまして、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料1－1及び資料1－2に基づきまして、御説明を差し上げたいと思います。

まず資料1－1を御覧いただきたいと思います。「農薬専門調査会における審議状況について」ということで、ピラクロニルに係る食品健康影響評価につきましては、本年の3月28日に開催された農薬専門調査会総合評価第二部会、及び4月27日に開催された農薬専門調査会幹事会において審議され、審議結果（案）が取りまとめられております。本日御了解いただきましたならば、会議終了後から6月29日まで国民から広く意見・情報の募集を行いたいと思います。

3ページ「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。新規の水稻ということで農薬登録申請があったもので、これに関連する残留基準の設定に関する食品健康影響評価でございます。

6ページ「評価対象農薬の概要」ということで「用途」は除草剤。「有効成分の一般名」、「化学名」、「分子式」、「分子量」、「構造式」は、そこに記載のとおりです。

「開発の経緯」ですけれども、このピラクロニルは 1998 年にドイツのシェーリング AG 社により開発されたピラゾリルピラゾール環を有する除草剤でございます。本剤は光の存在下でプロトポリフィリノーゲン IX オキシターゼ (PP0) 活性阻害を有することにより、対象雑草の茎節部に褐色変化や乾燥を引き起こし枯死に至らしめるものでございます。

協友アグリ株式会社より農薬取締役法に基づく登録申請がなされております。

32 ページ、「III.総合評価」でございますが、動物体内運命試験については、ラットを用いて行われておりまして、血中濃度は低用量群では 0.5 から 1.0 時間、高用量群では 2.0 時間で最高濃度に達しております。吸収排泄は速やかで主要排泄経路は尿中でございます。

代謝につきましては、そこに記載のとおりとなっております。

植物体内運命試験については、水稻を用いたものが行われておりまして、そこに記載のような結果となっております。また、主要代謝経路についても、そこに記載のとおりとなっております。

土壌中運命試験、土壌残留試験、水中運命試験等も行われておりますが、結果としてはそこに記載のとおりでございます。

あと、水稻を用いました作物残留試験が行われておりますが、これについては、ピラクロニルと代謝物、そこに記載のものを対象化合物としておりますが、すべての試験で検出限界未満ということになっております。

それからラットとマウスの急性経口 LD₅₀ 等につきましては、そこに記載のとおりでございます。

また、混在物であるジプロパルギル、代謝物の急性経口 LD₅₀ 等はそこに記載のとおりでございます。

33 ページ、ウサギを用いた眼刺激性試験、皮膚刺激性試験では、皮膚刺激、眼刺激性も認められておりません。

また、モルモットを用いた皮膚感作性試験では、皮膚感作性は陰性でございます。

亜急性、慢性毒性、発がん性、繁殖毒性、発生毒性試験等についての無毒性量、最小毒性量につきましては、34 ページ、35 ページに記載のとおりでございます。

そこにも記載がございますけれども、発がん性試験については、発がん性は認められておりません。また、繁殖毒性試験では、繁殖能に対する影響は認められておりません。また、発生毒性では催奇形性は認められておりません。

遺伝毒性については 28 ページ、29 ページを御覧いただきたいと思います。ここに遺

伝毒性試験の概要ということで、原体と代謝物に記載がございますが、染色体の異常試験で陽性の結果が認められておりますが、in vivo 試験系を含め、その他の試験ではすべて陰性でございます。

また、in vitro の試験で認められました染色体の異常誘発性というものが細胞毒性により標本が作成できなくなる直前の用量のみの反応であるということ。

それから、in vivo での小核試験で陰性であったということから、生体において問題となる遺伝毒性はないものと返られております。

混在物であるジブロアルギル、それから代謝物についての細菌を用いた復帰突然変異試験も行われていますが、いずれの試験も陰性になっております。

以上の結果から、農作物中の暴露評価対象物質としてピラクロニル、それから代謝物の 12 中 8 を設定しております。

35 ページ、毒性試験等から、各種試験の無毒性量の最小値というのがラットを用いた 2 年間の慢性毒性／発がん性併合試験の 0.44mg/Kg 体重/日であったので、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.0044mg/Kg 体重/日を一日摂取許容量と設定いたしました。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、次の資料 1－2 に移らせていただきます。

○國枝評価課長 1－2 を引き続き御説明したいと思います。

ピリプロキシフェンの食品健康影響評価につきましては、本年の 4 月 11 日に開催されました第 10 回農薬専門調査会総合評価第一部会、それから 5 月 16 日に開催されました農薬専門調査会幹事会において、審議され、審議結果（案）が取りまとめられております。本日御了解いただきましたならば、会議終了後から 6 月 29 日までの 30 日間、広く国民からの意見・情報の募集を行いたいと思います。

3 ページ、今回の食品健康影響評価は、清涼飲料水関連のものと、適用拡大、ポジティブリスト関係に関わるものでございます。

7 ページ「評価対象農薬概要」ということで「用途」は殺虫剤、「一般名」、「化学名」、「分子式」、「分子量」、「構造式」はそこに記載のとおりです。

「開発の経緯」としては、このピリプロキシフェンは 1981 年に住友化学株式会社により開発された 4-フェノキシフェノキシ構造を有する殺虫剤でございます。本剤は、幼弱ホル

モンとして作用し、蛹化・成虫化の変態阻害作用により、コナジラミ類、アブラムシ類、アザミウマ類等に対して殺虫効果を発現するものでございます。

住友化学株式会社より農取法に基づく適用拡大申請がなされております。また、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されているところでございます。

33 ページの「III.総合評価」でございますが、動物体内運命試験がラットを用いて行われておりまして、単回傾向投与の血中濃度の T_{max} は低用量群で 4 から 8 時間、高用量投与群で 8 時間後であり、半減期は低用量群で 10 から 14 時間、高用量投与群で 12 時間でございます。

それから、植物体内運命試験ですけれども、キュウリ、トマト、オレンジを用いて行っておりまして、そこに記載のと通りの半減期となっております。主な代謝経路についても、そこに記載のとおりでございます。

土壌中の運命試験、水中運命試験、土壌残留試験が行われておりますが、その結果はそこに記載のとおりです。

作物残留試験につきましては、野菜、お茶で行われておりまして、これは 38 ページに記載がございますが、そこに記載のような結果となっております。

33 ページに戻りまして、ラット、マウスの急性経口の LD₅₀ 等については、そこに記載のとおりです。

ウサギを用いまして、眼刺激性試験、皮膚刺激性試験が実施されておりますが、非常に軽度の眼刺激性は認められていますが、皮膚刺激性は認められておりません。また、モルモットを用いた皮膚感作性試験では、非常感作性は認められておりません。

34 ページ、亜急性毒性試験／慢性発がん性併合試験、発がん性試験、2 世代の繁殖試験、発生毒性試験が行われておりまして、これらにつきましては、34 ページ、35 ページに書いておるような無毒性量及び最小毒性量でございます。

そこにも記載がございますが、発がん性は認められておらず、繁殖能に対する影響も認められておりません。

催奇形性についても、認められておりません。発がん性も認められておりません。

遺伝毒性試験については、31 ページ表 27 に原体、それから原体混在部及び代謝物が表 28 になっておりますが、その記載のとおりということで、試験結果はすべて陰性ということで遺伝毒性はないものと考えられております。

各種試験結果から、農作物中の暴露評価対象物質はピリプロキシフェン親化合物のみと設定しております。

35 ページ、各試験の無毒性量の最小値がイヌを用いた 1 年間の慢性毒性試験の 10mg/Kg 体重/日でございましたので、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.1mg/Kg 体重/日を一日摂取許容量と設定いたしました。

以上でございます。

○見上委員長 それでは、前のピラクロニルと今のピリプロキシフェンにつきましての説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取についてでございます。

農薬 2 品目及び動物用医薬品 5 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議・意見・情報の募集の手続が終了いたしております。まず初めにウニコナゾール P につきまして、事務局から説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料 2－1 を御覧いただきたいと思います。

ウニコナゾール P でございますが、これにつきましては、一番最後からめくっていただいたところでございますが、本年 4 月 12 日から 5 月 11 日まで国民からの御意見・情報の募集を行いましたが、特にございませんでしたので、前回御説明した評価書（案）ということで確定をさせていただきたく思います。前回詳細な御説明をしておりますので、結果だけになりますが、21 ページの「総合評価」の部分を御覧いただきたいと思います。

真ん中辺りになりますが、各試験で得られた無毒性量の最小値はラットにおける 2 年間慢性毒性／発がん性試験の 1.64mg/Kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.016mg/Kg 体重/日を一日摂取量としたものです。

暴露量については、当評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、本件につきまして、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ウニコナゾール P の一日摂取許容量を 0.016mg/Kg 体重/日と設定するということでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長　続きまして、農薬トルフェンピラドにつきまして、説明願います。

○國枝評価課長　それでは、資料２－２を御覧いただきたいと思います。トルフェンピラドに係る食品健康影響評価でございますが、一番最後からめくっていただいたところになりますが、本年４月１２日から５月１１日まで広く国民からの意見・情報の募集を行いました。特に御意見の提出等はありませんでした。

　したがって、前回御説明した評価結果（案）を確定させていただきたく思います。前回詳細に御説明しておりますので、結果のみということで３１ページの下になりますが、各試験の無毒性量の最小値はラットを用いた２年間慢性毒性／発がん性併合試験の 0.56mg/Kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数を 100 で除した 0.0056mg/Kg 体重/日を一日許容摂取量と設定した。

　以上でございます。

○見上委員長　どうもありがとうございました。

　それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御質問・御意見ございましたら、よろしくお願いします。よろしいですか。

　それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、トルフェンピラドの一日摂取許容量を 0.0056mg/Kg 体重/日と設定するという事でよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長　それでは、続きまして、動物用医薬品カナマイシンにつきまして、説明願います。

○國枝評価課長　資料２－３を御覧いただきたいと思います。

　カナマイシンの食品健康影響評価でございますが、これについては、一番最後のページからめくっていただいたところですが、本年４月１９日から５月１８日まで広く国民からの意見・情報の募集を行ったところ、御意見を賜りました。内容的には、情報を頂いた方は製薬メーカーに御勤務されておられた方ということで、医療の現場で抗生物質が非常に重要な役割をしているが、他方、農場とか畜産現場などで例えばブロイラーが普通３か月掛かるようなところを２か月で出荷、あるいは養殖業者は成長を早めるために大量の抗生物質を使用するとか、成長を早めるとか、形出転換トマト種子や種なしブドウといったものに簡単に使用するというのは非常に問題ではないかというような御指摘でございます。

　これに対する専門調査会からの回答でございますが、１つは、今回のカナマイシンにつきましては、ポジティブリスト関連ということもありまして、リスク管理機関からの評価

要請を受けて、一日摂取許容量の設定、若しくはその可否についてという評価を実施したこと。

あと、今回御意見のあった薬剤耐性菌に係る問題につきましては、既に家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に関する評価指針を作成しており、これにしたがって、最新の科学的知見に基づいて順次、評価を実施しているということ。これを御説明しています。

それから、抗生物質の使用についての御指摘があったわけですが、この部分については、リスク管理機関で薬事法あるいは飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づいて、適切に管理され、使用されていると承知しております。

また、お寄せいただいた意見につきましては、リスク管理機関にお伝えしますという回答でございます。

若干補足させていただきたいと思いますが、この御意見の中のカナマイシンについては、ここでは動物用医薬品として使用されているわけですが、飼料添加物としての使用については、過去に使用されていたことはあったようですが、昭和 58 年の 7 月に指定が取り消されているという経緯がございます。

あとブロイラーでの飼料改善とか成長促進の形で使われる抗生物質は確かにあるわけですが、こういったものについても、必要量の抗生物質等が使用される形で、先ほど言ったような法律に基づいて管理がされていることになっているということ。

あと、トマトなど、着果のために抗生物質を使っている記載がございますけれども、こういったものについては、抗生物質は使用されておらず、違う農薬が使われているということで、若干補足させていただきました。

以上、御意見がございましたが、評価書に変更を加える内容ということではございませんでしたので、前回御説明をした内容で評価結果（案）を確定させていただきたいと思えます。

11 ページ、前回詳細に御説明しておりますので、結果のみということになりますが、食品健康影響評価についてということで、カナマイシンの食品健康影響評価については、ADI として次の値を採用することが適当と考えられる。カナマイシン 0.008mg/Kg 体重/日。

暴露量については、当評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に確認すること。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは

は記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、本件につきまして、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、カナマイシンの一日摂取許容量を 0.008mg/Kg 体重/日と設定するというでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 続きまして、動物用医薬品パロモマイシンにつきまして、御説明願います。

○國枝評価課長 資料 2－4 を御覧いただきたいと思います。パロモマイシンの食品健康影響評価についてでございますが、一番最後のページを見ていただきたいと思います。4 月 19 日から 5 月 18 日まで国民からの意見・情報の募集をいたしました。特に御意見はございませんでした。したがって、前回御説明した評価結果（案）について確定をさせていただきたいと思います。

前回詳細に御説明しておりますので、結果のみということで、9 ページを御覧いただきたいと思います。

食品健康影響評価についてということで、パロモマイシンの食品健康影響評価については、ADI として次の値を採用することが適当と考えられる。

パロモマイシン 0.025mg/Kg 体重/日。

暴露量については、当評価結果を踏まえ、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

以上です。

○見上委員長 ありがとうございます。ただ今の説明、内容の記載事項につきまして、御質問・御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、本件につきまして、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、パロモマイシンの一日摂取許容量を 0.025mg/Kg 体重/日と設定するというでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 続きまして、動物用医薬品ベンジルペニシリンにつきまして、御説明願います。

○國枝評価課長 資料 2－5 を御覧いただきたいと思います。ベンジルペニシリンの食品

健康影響評価でございますが、一番最後のページを御覧いただきたいと思いますが、本年の4月19日から5月18日まで国民からの御意見・情報の募集を行いました、特に御意見はございませんでした。

したがって、前回御説明した内容の評価結果（案）で確定をさせていただきたいと思います。前回詳細に御説明しましたので、概略ということで7ページを御覧いただきたいと思います。

食品健康影響評価ということで、前半部はこのベンジルペニシリンについては、ヒトへの過敏性の話がございますので、それに対する記載がございます。それらを受けまして、今般ヒトにおける危害情報を含めて、毒性・安全性について特に新たな知見は報告されておらず、現時点における食品健康影響評価としては、一日摂取量を30 μ g/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ばないと判断するとした評価を変更する必要はないと考えられる。

なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとする付記については、引き続き留意されるべきであることを申し添える。

暴露量については、当評価結果を踏まえ、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、一日許容摂取量を30 μ g/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ばないと判断するとした評価を変更する必要はないと考えられる。なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとする付記については、引き続き留意されるべきであることを申し添えるということでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして動物用医薬品エチプロストントロメタミンにつきまして、説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料2-6を御覧いただきたいと思います。エチプロストン

トロメタミンの食品健康影響評価についてでございますが、一番最後を御覧いただきたいと思います。本年4月19日から5月18日まで御意見・情報の募集を行いました、特にございませんでした。

したがって、前回御説明した評価結果(案)を確定させていただきたいと思います。

前は詳細な御説明をしていますので、結果だけになりますが、10ページ下の方になりますが、食品健康影響評価についてということで、前半部が毒性についての関連の記述。

11ページの上の方ですけれども、これはプロスタグランジン関係ということで、分娩誘発などに使われているわけですが、非常に使用期間が限定されているという暴露状況にあるということが説明されております。

そういったことを踏まえてということになりますが、現在の暫定基準は0.001ppmは、この検出限界を基に設定されており、動物用医薬品製剤が適切に使用される限りにおいて、ヒトが食品を通じてエチプロストンを継続的に摂取する可能性は事実上ないものと考えられる。

これらのことを考慮すると、エチプロストンは適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

暴露量については、当評価結果を踏まえ、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問・御意見がございましたら、よろしくお願いします。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、エチプロストン・トロメタミンが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということでしょうか。

この評価書(案)の11ページにはエチプロストンまでで、今ディスカッションしているものはエチプロストン・トロメタミンで、どちらがどうか。両方構わないんですか。

○國枝評価課長 4ページを御覧いただきたいと思いますが、上から4行目になりますが、このエチプロストン・トロメタミンというのが、トロメタミン塩ということで使用されることが多いということで、この形で評価依頼はされていますけれども、実際はエチ

プロストンというのが、活性物質ということで、このエチプロストンについて評価を行ったということです。

○見上委員長 いいというわけですね。分かりました。

それでは、続きまして、動物用医薬品エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤（プロスタベットC）及び豚の注射剤（プロスタベットS）につきまして、御説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料2－7を御覧いただきたいと思います。

今お話のあったエチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤（プロスタベットC）及び豚の注射剤（プロスタベットS）の食品健康影響評価でございますが、これは先ほどの製剤の再審査に関わる食品健康影響評価ということになりますが、一番最後を御覧いただきたいと思いますが、4月19日から5月18日まで、広く国民からの意見・情報の募集を行いました。特にございませんでしたので、前回御説明した内容で評価結果（案）を確定させていただきたいと思います。

前回詳細に御説明しておりますので、結果ということになりますが、「3. 再審査に係る食品健康影響評価について」ということで、最後の3行になりますが、エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤（プロスタベットC）及び豚の注射剤（プロスタベットS）は適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明、内容、又は記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願いします。

これは牛と豚の注射剤ですが、よろしいですか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤（プロスタベットC）及び豚の注射剤（プロスタベットS）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 次の議題に移らせていただきます。

第75回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要についてでございます。農林水産省の川島国

際衛生対策室長より報告があります。よろしくお願いいたします。

○川島農林水産省国際衛生対策室長 川島でございます。よろしくお願いいたします。

資料3を1枚めくっていただきまして、プレスリリースというところを御覧いただきたいと思います。

先週でございますけれども、20日から25日まで第75回のOIE総会が開催をされたところでございますけれども、22日の会議におきまして、これから御報告申し上げますBSEのステータス認定について議論がなされました。

プレスリリースさせていただいているとおりに、科学委員会から示された評価案、これにつきましては、3月22日に私どもの方で仮訳を付けて公表させていただいてございますけれども、その科学委員会から示された評価案のとおり決定をされまして、25日に最終的に文書として採択されたということでございます。

各国のステータス評価、結果でございますけれども、「無視できるリスクの国」といたしまして、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランド。

それから「管理されたリスクの国」といたしまして、アメリカ、カナダ、スイス、台湾、チリ、ブラジルということになったわけでございます。

我が国の方からは、この22日の会議におきまして、あらかじめ提出をしておきましたコメント、これが参考として次に付けさせていただいておりますけれども、5月17日に当委員会の方にも御報告をさせていただいたものでございますけれども、そのコメントに沿いまして、3点ほど発言をいたしております。

まず1点は、米国につきまして、交差汚染に配慮して動物用飼料からSRMを除くよう検討すること、カナダにつきまして、飼料規制の管理とその仕組みを検討することを助言いたしております科学委員会報告を支持をするという点が第1点でございます。

2点目といたしまして、米国は飼料規制を強化しまして、飼料規制の管理と査察の状況及びサーベイランスデータをOIEに報告すべきこと。

第3点目といたしまして、透明性をより高めていくために、科学委員会がOIE基準を満たすこととした根拠なりデータをより詳しく加盟国に提示すべきであるという点について発言をまいりました。

御参考でございますけれども、提出をさせていただいたコメントにおきましては、米国、カナダ以外に台湾、ブラジル、チリ等についてもコメントを出しているということでございます。これがBSEのステータス認定関係でございます。

もう1枚めくっていただきまして、BSEコードの改正の関係でございます。今回の改正は大きく分けて2点に分かれてございまして、まず1点目がこの資料の一番左端のところを見ていただきますと分かりますけれども、現行の2006年のコードで、いわゆる「無視できるリスクの国」に係ります貿易条件については特段の規定がなかったわけでございますけれども、それにつきまして、真ん中のところを御覧いただきますと「無視できるリスクの国」の生体牛、それから「無視できる国」の肉骨粉等につきまして、「飼料規制の効果的实施日以降に出生」という条件を追加するという提案でございまして、その総会での議論の結果、基本的には「無視できるリスクの国」の生体牛、肉、肉骨粉等につきまして、下線で引いてございますように、飼料規制がここで実施した以降に出生された牛、あるいはそういったものの由来であるといったような趣旨の規定が追加をされたという結果になっております。

もう一点、ゼラチン、コラーゲンの貿易条件の変更がございまして。2006年コードでは、左端を御覧いただきますとお分かりいただけると思いますけれども、「管理されたリスクの国」につきましては、30か月齢超の頭骸骨、あるいは「不明のリスク」につきましては、12か月齢超の頭骸骨及び脊柱を除外するという規定があったわけでございますが、この規定を削除するというのが提案でございました。

また、総会の前に開催をされましたコード委員会の議論におきまして、さらに骨由来のゼラチンにつきましては、そういった条件も取り除いて、いわゆる私ども無条件物品とっておりますけれども、そういったものに更に移し替えるという提案がなされまして、それについて議論が行われたということでございます。

この改正提案に関しまして、EUの方から議長国のドイツが代表して発言をしておりますけれども、EFSAのリスク評価におきまして、不明国におきます骨由来のもののリスクというものは、「管理されたリスクの国」のものに比べて高いといったような評価がなされているということを発言をいたしまして、採択に反対するということでございました。

私どももEUの提案について、EUを支持するということと、日本としても無条件物品というものにするには、やはり当然にこういったものであっても、一定の製造条件をクリアすべきであるという発言をいたしまして、反対をしました。

そうした結果でございますけれども、下の四角に囲っておりますけれども、両提案とも1年、更に継続検討をするということになって、この部分に関しましては、提案は採択をされなかったという結果になっております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○畑江委員 ちょっと教えてほしいんですけども、OIE ステータスというのは、今回決まったら、次回以降、申請があるまでは変わらないのか、それを検証することはないのですか。

○川島国際衛生対策室長 一般的に申しますと、OIE のステータス認定は病気は4種類やっております。口蹄疫という病気、伝染病を含めて4種類やっておりますけれども、当然申請した国で病気が発生をするということは当然通報義務が課されておりますので、その疾病の発生状況に応じてステータスが変わる、再評価をされるということは当然でございます。

BSE につきましては、例えば大きな制度変更があるとか、今回アメリカにつきましては、例えばデータを提供すべきであるといったような勧告もなされておりますので、そういった意味で引き続ききちんとした管理措置が実行されているかどうかということについてはフォローがなされるものと理解をしております。

○見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

それでは、本件につきましては、午前中に行われたプリオン専門調査会においても、御報告をいただいたところですが、OIE 総会ではいろいろ御苦労されたと思いますが、お疲れ様でした。

では、以前の委員会会合でも申し上げましたが、今後 BSE ステータス評価のバックデータや根拠等の情報収集に努めていただき、適宜、当委員会にも御報告いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

特に自ら評価の対象国であるオーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチン、チリ、ブラジルや、既に評価を行った米国、カナダに関する資料については、BSE に関する今後の議論に役立つと思いますので、是非情報提供をよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

BSE と診断された 21、23 か月齢牛のマウスの伝達試験についてでございます。

厚生労働省の道野輸入食品安全対策室長より報告がありますので、よろしくお願いいたします。

○道野厚生労働省輸入食品安全対策室長 それでは、資料4に基づいて御報告申し上げます。

厚生労働科学研究費補助金、食品の安心・安全確保推進研究事業という中で、食品を介する BSE リスク解明等に関する研究というのを実施しております。

平成 18 年度の報告の中で分担研究の 1 つとして、御紹介ございました 21 か月齢、23 か月齢の BSE と診断された牛についてのマウスの伝達試験の中間的な報告が記載されておりますので、御説明いたします。

資料 4 を 1 枚めくっていただきますと、分担研究の報告書となってございます。この分担研究の中に 2 つ研究が併せて記載されておまして、21 か月齢、23 か月齢の伝達試験につきましては、前半部分ということになりますので、御覧いただければと思います。

研究要旨の方にございますように、トランスジェニックマウスを使って、伝達試験を行ったということでございます。

結論から言うと、伝達性は認められていないというようなことでございます。

順に研究目的の方を追っていただきますと、BSE の日本での 8 例目が非定型で、9 例目が Fukuyama の例で若齢型というふうになっております。Table 1. の方を見ていただきますと、非定型では 23 か月、Fukuyama 例が 23 か月となっておりますけれども、21 の間違いです。御覧いただけるように ELISA の数値もかなり低いものであったということでございます。

延髄の門部分でも非常に限局的に、わずかにしか採れなかったということで、これにつきまして、ウシ型のプリオン蛋白の発現マウスを用いて異常プリオン蛋白質の増幅を試みたというのがこの伝達試験の目的でございます。

使いました材料のマウスに関しましては、牛の異常プリオン蛋白の遺伝子をマウスに導入したものでございまして、牛の異常プリオン蛋白を発現しやすくしている。感受性を高めているというようなことで用いられております。

脳内接種、10% の脳乳剤を接種いたしまして、死亡したマウスにつきまして、ウェスタンブロットと異常プリオン蛋白質が存在するかどうかということを確認してございます。

次のページに「研究結果」がございすけれども、1 月 15 日現在の研究の経過ということになっております。現在 2 代目の伝達試験を実施中ということであります。

Table 2. のところに全体的な結果が並んでおりまして、前段はこの系の感度を確認するためにイギリスから分与を受けたイギリスでの発症例の材料を使って希釈試験をしているということであります。

一応感度が、検出限界が $10^{2.7} \text{ID}_{50}/\text{g}$ ということが確認されています。このマウスを使いまして、上が Fukushima 例、23 か月齢、次が Fukuyama 例というふうになっておりまして、いずれも 1 代目、2 代目とそれぞれ接種試験を各 5 個体、6 個体やっておりますけれども、

初代につきましては 0/5、0/6、2 代目につきましても、0/7、0/7 というような状況でございます。

ちなみに下の方に BSE/6/Wakayama と書いていますけれども、これは 6 例目の Wakayama 例、これは典型例でございますけれども、これにつきまして、初代で 5 個体に接種をして、5 個体とも陽性。平均の発症日数が 277.2 という結果になってございます。

「考察」でございますけれども、我が国での 8、9 例目 BSE の牛型 PrP 発現マウスでの伝達試験では 2 代目まで継代を行っているが、伝達性は確認されていない。5 % 脳乳剤を用いた場合のトランスジェニックマウスの検出限界は 10^3 ID₅₀/g であり、これ以下のプリオン存在は否定できないというのが 18 年度の研究報告の内容でございます。

以上です

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

○小泉委員 21 か月齢、23 か月齢の実験につきましては、以前から長い間、何度も中間報告で結構ですし、また、今日午前中お聞きしたような考察とか結論とか、そういうことを私ども期待して申し上げたわけではないんです。とにかく事実だけを中間報告でもいいから説明してほしいということを何度も申し上げていたんですが、今日になってしまったということで、少し残念に思います。

今日の午前中のお話を聞きますと、2 代目のパッセージをやっているということで、トータルしますと 900 日近いです。3 年近い実験経過において、私どもにその間全然報告がなかったと。

1 つの報告のチャンスと言ったらなんですが、適切な時期というのは、この Wakayama のポジティブ・コントロールで発症した 277 日ですね。そのときに、一度、外のはどうであったかということを報告していただければ、我々としても、ああ、そういう事実があるのかという意味で非常によかったのではないかと思います。

今後はできるだけ早く、我々もそういった安全性評価をしている側に立ちますと、できるだけいろんな事実を、できるだけ早い時期にお聞きするということは、いろんな意味で頭を整理する上でも、あるいはいろんなことを知る上でも非常に大切だと思いますので、今後ともそういったことがないようによろしく願いいたします。

○見上委員長 外に何がございませんでしょうか。

○本間委員 少し細かいお話になりますけれども、お許してください。少し長くなるかもし

れません。

これは今の御質問にありますように、3年にわたる実験になっているということでございまして、寺田委員長の時から報告というのがずっと待ち焦がれておったと思うんですが、こういう依頼の研究というのは、実際の例えば純粋の学術研究の文部省関係とは違って、ある期待感を持って出されているプロジェクトと考えてよろしいでしょうね。

こういうものに関して、結論が出るまで中間報告がないというふうなことは、何かあるんですか。

今おっしゃったように途中で、これは確かにやっている方の学術研究の部分があるのも私もよく分かりますが、オリジナリティーを尊重するというのは、これも礼儀の部分にあらうかと思います。そのオリジナリティーを損なわない範囲内で、形はいろいろあらうかと思うんですけれども、途中で状況を伺う、そして我々の考え方自身も修正できるかもしれない。あるいは多少実験の方向性に関しても、少しでも判断に役立てるようなことができるんじゃないかという期待を持ちがちなんですけれども、まずこの辺はいかがなものなんでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長　すごく難しい御質問なんですけれども、まず厚生労働科学研究の場合、一応そういったおおまかなテーマは設定して公募をするという形になっておりますけれども、実際の研究の内容については、申請される研究者の方が任意に設定をしていただくものです。

このものについても、主任研究者は感染研の佐多部長なんですけれども、その中の分担研究の1つとして申請をされ、全体として、まさに研究者の方のオリジナルの設定として、された研究について適切であるということを行政的、科学的な検討プロセスを経て交付を決定していく。採択をするというプロセスになっています。

一応報告については、毎年提出がされて、研究報告については、すべてインターネットで公開がされるというものでございます。

確かに私どもの方から報告しましょうかというふうに事務局なり委員会にお尋ねを今までしなかったという経緯があったと思いますけれども、別に言い訳ではありませんけれども、私ども厚生労働科学研究の中で、どちらかという、健康危機管理情報というものの、リスクが高まりますよという話に関しては、研究者にその健康危機管理情報ということで報告を求めているとか、そういったことでかなり行政的には期待感とはちょっと違うかもしれません。そういう情報に関しては、かなりアンテナを張って対応しているというところはあるわけです。この研究に関しても、実際には検査法、確定試験とかスクリーニン

グ試験の試験法の高感度化とか、他のテーマもありまして、そういった部分に関しては、一定のレベルに達した段階でいろいろ検討したりとかいうこともやっているわけなんですけれども、確かにこの件につきましては、ずっとネガティブデータだったということもあって、注意が十分ではなかったということもあると思います。

○本間委員 ネガティブとおっしゃった部分ですけども、決して私はネガティブというのが意味がないというのではなくて、要するにレスポンスがなかったという、それは言いによっては1つの明快な結果なんじゃないかとも考えるんです。

毎年研究の実施者が報告を出す義務があろうかと考えるんですが、多分それは間違いなことですね。そうすると、出てきていた結果というのが、その方のオリジナリティーを損なわない範囲内で、私たち自身が本来はもう少し知り得てしかるべきではないかというふうに感じます。

先ほどの報告の中にありましたけれども、サイエンスとしての判定を学会の動向に委ねている。それは手続とすれば、まさに客観的な判定を得るという点で当然のことだと私は考えます。

しかし、そのときに、普通研究者たる者は、自分の出した実験結果をどう解釈して、どういうことで学会の判断を仰ぐんだという、そこに方向性が普通明確にお持ちになるのではないかと思います。あのようなことをお受けになるんですから、非常に熟達した技術を持って対応されているんで、そこはどういう科学的な判断を主張したいかということは学会が判断云々ではなくて、やはり自分の研究報告の中にしかるべく盛られているものではないかと私は考えます。

いろいろ今までの断片的に入ってくる報告によれば、しばらく結果が出るまで待つて欲しいと、それはそのとおりだと思いますが、普通もし学会誌に投稿したレフェリーの判断だとしたら、いいものであったら1、2か月で判断が出てくることは一般的には多いと私は思います。

その間、ずっと待っているということは、何を待っているんだろうなと。よほど学会の審査が割れたという、非常に曲解した解釈で失礼になってはいけないと思いますけれども、そういうこともあり得るし、あるいは学会自身がそこまで至っていないので判断ができないという場合もあろうかと思うんですが、何か非常に時間が掛かっているということが、いかなものかなと、あえて申せばそういう気になります。

あり得ないと思うけれども、極端な場合、学会審査で却下されるということもあるんです。そうすると、もしあり得ないと思うけれども、本当にここで申し上げにくいんだけれ

ども、そうなった場合のことを言うというのは大変失礼になるんだけど、要するに、公表は、あくまでも学会の判断が先になります。そのようなデータを出す目的性と言っていいでしょうかね。その判断が非常に後ろの方になるということに関して、それでいいのか。

あるいは、そういうことではなくて、行政あるいは一般の方が期待感を持っているということは、仮に学会という場でオリジナリティーがとやかくではなくても、この委員会でそれだけ非常に貴重なデータだということを我々がそれを主張できる。バックアップできるということもあり得るように思うんです。

ですから、ここに出されたデータの活用が時間的に非常に限定されてくることに関して、私は危惧の念を覚えるんですが、いかがでございしますか。

○道野輸入食品安全対策室長 また、難しい御指摘なんですけれども、1つは、報告に関しましては、先ほど申し上げたとおり毎年度、これは厚生労働省のホームページで年度ごとにすべて報告書は公開されておりますので、どなたでも御覧いただけるというのは厚生労働科学研究の報告書ですが、この研究についても、去年、確かに前年の分、その前年の分というものも含めて公開がされております。

そういう意味で言うと、もちろん厚生労働省にも報告するし、国民も見られる形になっているということでございます。

要は投稿前の、若しくはアクセプトされる前のものというのは、当該研究をされた研究者の方の考え方としてのペーパーにすぎないと言えはそういうことなのかもしれない。けれども、もちろんそういうことも含めて、厚生労働科学研究というのは、別にアクセプトされたものだけにお金を出すというわけではなくて、それぞれの研究の申請の内容を見て、科学的、行政的にどうかということで採択するものですから、要するに、学会の考え方、若しくは査読と言いますか、そういったものをなされたものじゃないとだめかということはないわけです。それは個人の研究者の考え方についても、十分にそれは検討対象になるということです。

経過として、この報告に出てくるものについても、もちろんこのデータもそういうことでございます。

それについてどういう扱いをされるかというのは、そこは実際に研究をやられた先生の御判断というところもあるので、私どもとしましては、現段階で報告をするということになると、私どもの手元にあるものとしては、この厚生労働科学研究の18年度の報告書ということになりますので、この内容で御報告をするということになるわけです。もちろんも

う少し研究者の方の考え方のみではなくて、査読を経て客観的な評価を得たものについてどうだったかということについても、研究者から入手をして情報提供をさせていただきたい、報告をさせていただきたいと考えております。

○本間委員　そういうわけで我々がここで議論するときに貴重な資料というのが実際に我々の周辺にあるのに出てこないということではなくて、やはりその人の判断に委ねられているということが究極の決定の根拠になっているということになりますね。

○見上委員長　外にございませんか。

○小泉委員　今回、午前中に説明を聞いて初めて分かったんですが、脳乳剤というのが10%が、今回は21か月齢、23か月齢では5%しかつくれなかったという話を聞いたんですが、それも10%、あるいは5%、20μlというのは非常に微量ですね。そういうことは、こういう第1次スクリーニングでELESAをやって、その残りのサンプルしかなくて、脳というのは全部捨てちゃったわけですか。私はそういう意味でも、科学者というのは結果が出るまでは、大本の原材料というのは捨てないのが常識なんですけれども、そういう点では捨てられていたと考えてよろしいんですか。そうではないとちょっと量的に合わないなという気がします。

○道野輸入食品安全対策室長　もう大分前の記憶なので、不正確な部分があるかもしれませんが、確か両方とも、生体検査では問題のなかった個体だと思います。一応BSEの検査の対象材料になる門部分については残っていたんだと思います。それ以外のものについては廃棄等されていたと思います。

その門部分についても、これは陽性だというのが確認された後に、もともと確認検査をするときには、残りの材料を送ることになっていますので、確認検査機関には門部分は届きます。

ただ、ELESAの検査をする門の部分というのは、最も異常プリオン蛋白質が蓄積しやすいだろうと予想する、門部の中でもですね。その一番いいところをやっているんです。ELESA自体が。そうしないとスクリーニング検査の意味がないですから。

その周辺部分は確か異常プリオン蛋白質が検出できなかったんでございます。そういう意味で残っているというか、一番いいところにしか、そういった異常プリオン蛋白の蓄積が確認できなかったんで、ELESAの乳剤しか残っていなかったと。それを増やすために、感受性の高いマウスに接種をして、以後の研究材料にしましょうということで、確か始まった実験だと記憶しております。

○小泉委員　分かりました。ということは、もうしょうがなかったということですね。

それから、今、本間委員が言われたように、私は国がやっている研究というのは、学会が認めるようなレフェリーがやるようなポジティブデータではないんです。我々はどこまで安全かというネガティブデータの方が大事であるということは行政の方はお分かりと思うんですが、そういった意味でも、ここまでやってネガティブだったよ、ここまで感染させることができなかったということを、もう少し早目にこの大事な事実を、別に考察していただかなくて結構ですし、また、結論も要りませんので、その事実だけを早目に報告いただくのが、国策上としても大切だと思います。

○見上委員長 よろしいですか。

○本間委員 ここで議論するというのは公開を原則にしていますね。しかし、非常にカレントなもので、公表の段階まで至っていないという場合、我々このメンバーの中で、そういうデータの説明を受けるとか、そういうことは我々の仕組みの中でお話しをいただけるということは、話し合いによってできないんでしょうかね。これからいろいろな場合も出てくるんじゃないか。これはたまたま一例にすぎなくて、こういうことでまた研究を依頼することは幾らでも出てくるんじゃないか。そのときにある仕事が大変に判断の参考になるとなったとき、我々が1年、1年半待たなきゃ、それにあずからないのかというのは、何かもったいないような気がいたすんです。

○道野輸入食品安全対策室長 要は、厚生労働科学研究の場合も、単年度事業でやってきまして、まさにネガティブデータというのは確かに表現がよくないですけども、要するに、健康危機関係の情報にならないようなデータに関しては、年度末の報告ということに必然的になっておりますので、私どももそういったものに関しては、もちろん積極的に取りに行くという場合があれば別ですけども、通常は年度末に接するということになる。逆に直ちに健康被害だとか、そういった問題が生じ得るようなものについては、研究者から個別に情報を頂く。そんな仕組みになっておりますので、そういう意味で言うと、私どもも入手できるタイミングというのは、全体像としては、やはり年度ごとという仕組みになっているのが現状でございます。

○見上委員長 道野さん、1つだけ教えてください。

この Table 1.で suspended、これは疑似陽性だったと思うんだけど、20才齢のものがありますね。ELESa の値は外の8頭目、9頭目、要するに23か月齢、21か月齢よりちょっと高いんだけど、ウェスタンブロッティングが土となっていて、これはウェスタンブロットが土だからと言って、政府としてはBSEと言わなかったと。それはそれで結構なんですけれども、Table 2.を見ますと、Suspended/Kanagawaという雌の黒毛和牛ですね。

これが1代目パッセージで一番長いもの、マウス全部で6頭使っているんだけど、927日、3年弱観察して、それで結局ネガティブだったと。これは何か道野さんに聞いても、なぜパッセージしないか分からないのは、お答えは別に結構です。分からないというお答えになると思うんですけども、これは結構対比という意味で重要だったと思うんですけども、何かチャンスがあったら、どうしてこれはセカンド・パッセージしなかったのと、聞いておいてください。よろしくお願いします。

外にございますか。

道野さん、長い時間ありがとうございました。今度、何かそういうデータが出たら、なるべく早く、これも18年度だから、もっと早く我々の手に入ったら、これほど委員の先生方、言わなかったと思うんですけども、我々の目に入るのが遅れていたんです。そういう体制を何とかして直してください。よろしくお願いします。

外にないようですので、本件につきましては、午前中に行われたプリオン専門調査会においても御説明いただいたところですが、当委員会としても、今回の報告内容を聞いた限りにおいては、リスク評価を変更する必要はないと考えております。

なお、御意見として出されたように、このような、当委員会での審議に関連する重要な情報につきましては、今後はできる限り速やかに御報告いただけますようお願いいたします。

また、今回の研究の最終的な取りまとめについては、公表できる状況になり次第、多分今日の午前中のお話だったら、アクセプトされた段階だと思うんですけども、当委員会やプリオン専門調査会に御報告、御提供いただけますようお願い申し上げます。よろしくお願いします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

企画専門調査会に当面調査審議を求める事項についてでございます。

事務局より説明がありますので、よろしくお願いいたします。

○小木津総務課長 資料5に基づきまして、企画専門調査会に当面調査審議を求める事項についてお諮りしたいと思います。

まず1ページ目、企画専門調査会は食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議するとされておりますが、平成19年度の食品安全委員会運営計画、この抜粋部分が裏側2ページ目にございますが、ここに掲げられております平成19年の5月から11月にかけてのスケジュールにつきまして、改めて企画専門調査会に対しまして、調査審議をお願いするということにさせていただきたいと思っております。

戻っていただきまして3つの事項についてお願いしたいと思っております。

1つが、平成18年度食品安全委員会運営計画のフォローアップと、平成18年度食品安全委員会運営状況報告書についての御議論をいただくという点でございます。

第2点目が、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補についての御審議。

3点目が、平成19年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間的な報告でございます。この3点につきまして、当面調査審議を求める事項ということで御決定いただければと思います。

○見上委員長 どうもありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、提案のあった事項について、企画専門調査会に対して調査審議をお願いすることといたしたいと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全モニター」からの報告、平成19年4月分についてでございます。事務局より報告がありますので、よろしくお願いいたします。

○吉岡勸告広報課長 それでは、お手元の資料6に基づきまして、御報告を申し上げます。

「食品安全モニター」から4月にございました報告は13件でございます。

食品安全委員会活動一般関係が2件。

BSE関係が3件。

食品表示関係が4件という状況になっております。

このうち食品安全委員会からのコメントを中心に御報告をさせていただきます。

2ページ、食品安全モニター会議の早期開催についてということで、モニター会議を4月中、遅くても5月前半より早い時期に設定していただけないかという御意見です。

これにつきましては、18年度から早期開催の御要望を踏まえて、それまでの6月、7月開催より一月早く開催しておるところですが、会議開催に係る諸準備のための期間がある程度必要なことから、これ以上の前倒しの開催は難しいものと考えておりますが、いずれにいたしましても、会議運営や在り方等につきましては、御意見等を参考にしながらよりよいものとなるよう工夫してまいりたいとしております。

3ページ、「食品に関するリスクコミュニケーションー我が国に輸入される牛肉等に係

る食品健康影響評価の実施について」に参加して、食品安全委員会が進めようとしている自ら評価に大いに期待しているという御意見です。

これにつきましては、プリオン専門調査会で準備段階の議論を重ねた結果、実施に関するプリオン専門調査会の見解をまとめ、3月22日の委員会に報告されました。これを受けて、意見交換会を4月23日から27日にかけて、全国4か所で開催したところであります。

その御意見等を踏まえ、5月17日の委員会会合におきまして、評価を実施することとなりました。今後プリオン専門調査会において具体的な評価を進めることになるものとしております。

4ページでございますが、化学物質関係、トランス脂肪酸に関するファクトシートの更新をという御意見でございます。

これにつきましては、食品安全委員会では既にファクトシートを作成し、その基本的な科学的知見を取りまとめて公表しているところでございますが、18年度におきまして、データ収集調査を行ったところであり、近々本調査結果を公表するとともに、ファクトシートの更新を予定しているとしております。

引き続きまして、遺伝子組換え食品等関係です。

政府はGM作物の安全性や倫理性の評価を専門的に行う第三者機関を設置し、生産者や消費者の不安を取り除くシステムづくりを推進すべきという意見でございます。

これにつきましては、平成15年7月に施行された食品安全基本法に基づき、リスク管理機関から独立して、科学的知見に基づき中立公正にリスク評価を行う食品安全委員会が設置され、現在、その下で遺伝子組換え食品等専門調査会で安全性評価を行っているところであります。

また、意見交換会を実施するなど、関係者間の理解を深めるため、リスクコミュニケーションに努めているということでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

今月はちょっと少ないのは、例年この時期は件数が少ないんです。そうでもないんですか。

○吉岡勧告広報課長 食品安全モニターにつきましては、4月に依頼をいたします関係で、例年4月は少な目でございます。

○見上委員長 分かりました。

それでは、外に議事ございますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 192 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、6 月 7 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、来週 6 月 4 日月曜日 14 時から農薬専門調査会確認評価第二部会が非公開で開催。

6 月 5 日火曜日、10 時から化学物質専門調査会が公開で開催。

6 月 6 日水曜日 14 時から農薬専門調査会幹事会が公開で開催し、引き続き総合評価第一部会が非公開で開催される予定となっております。

本日はどうもありがとうございました。

以上です。